

## 輸入食品の検査検疫体制の抜本的強化を求める意見書

中国製冷凍ギョウザによる食中毒事件が消費者の不安を広げています。発覚から一夜明けた1月31日に、全国各地の保健所などに冷凍食品を食べて体調不良を訴えた人が34都道府県で400人を超えました。

今回の事件の背景として、日本の貧弱な輸入食品の検査・検疫体制を指摘する声が広くあります。現に、問題の製品は、厚生労働省の検疫所で残留農薬検査を受けていなかったものです。厚生労働省の残留農薬検査の実施計画（2007年度）では、年間200万件近くある輸入食品などの届出のうち、残留農薬の検査は約2万6千4百件、約10%にとどまっています。

食料自給率39%と異常に低い日本には、毎日大量の輸入食品が入っているにもかかわらず、輸入食品の1割しか検査しない体制が問題です。消費者が食べてしまったあとで農薬汚染が判明するという食品行政では、国民の健康や安全は守れません。

よって、緊急に以下の措置をとるよう求めます。

### 記

- 1 輸入食品の検査率を大幅に引き上げること。
- 2 そのために、食品衛生監視員を大幅に増員し検査体制の抜本的充実をはかること。
- 3 「安全な食料は日本の大地から」の立場で、輸入自由化一辺倒の農政を転換し、農産物の国内生産を大きく増やし、食料自給率の向上をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2008年3月14日

名 寄 市 議 会